

飯伊ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名 称

- 第1条 本連盟は飯伊ミニバスケットボール連盟と称する。
第2条 本連盟は「理事会の指定する場所」に置く。

第2章 組 織

- 第3条 本連盟は飯田・下伊那におけるミニバスケットボール教室をもって組織する。

第3章 目 的

- 第4条 本連盟は飯田・下伊那におけるミニバスケットボールの健全な普及発展を図るとともに、技術の向上と、指導者の資質の向上を図ることを目的とする。

第4章 事 業

- 第5条 諸大会の開催。
第6条 講習会ならびに研修会の開催。
第7条 その他、連盟の目的達成のための事業。

第5章 役 員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く

会 長	1名	副 会 長	若干名
理 事 長	1名	副理事長	若干名
県連盟常任理事	若干名		
総務委員長	1名	副委員長	若干名
財務委員長	1名	副委員長	若干名
競技委員長	1名	副委員長	若干名
審判委員長	1名	副委員長	若干名
報道委員長	1名	副委員長	若干名
技術普及委員長	1名	副委員長	若干名
監 事	2名		
理 事	加盟チームから1名以上		

2項 必要に応じて顧問を置く事ができる

- 第9条 会長・副会長は理事の推薦によって就任する
会長は本連盟を代表する
副会長は会長を補佐し、会長に差支えあるときはその職務を代行する
- 第10条 理事長・副理事長は理事会において選出し会長が委嘱する
理事長は本連盟の全ての組織を総轄し、会長・副会長に差支えあったときは、その職務を代行する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長に差支えあるときは、その職務を代行する。
- 第11条 総務委員長は本連盟の会議、事業の案内、組合せ等の発送、チーム登録手続き等を行う。副委員長は委員長に差支えあったときは、その職務を代行する。
- 第12条 財務委員長は本連盟の経理および財産管理事務の一切を行う。副委員長は委員長に差支えあったときは、その職務を代行する。
- 第13条 競技委員長は本連盟の主催する各種大会の企画、組合せ、運営をする。また、県連盟の主催する飯田・下伊那地区で行われる大会の運営を行う。副委員長は委員長に差支えあったとき

- は、その職務を代行する。
- 第14条 審判委員長は審判講習会の企画・運営をし、連盟審判員の審判技術の向上に努める。また、競技委員長に協力し、本連盟の主催する各種大会の企画、組合せ、運営をする。また、県連盟の主催する飯田・下伊那地区で行われる大会の運営も同様とする。副委員長は委員長に差支えあったときは、その職務を代行する。
- 第15条 報道委員長は各種大会の情報を取りまとめ、報道機関へ取材の依頼・報告をし、情報の管理・報道の確認をする。副委員長は委員長に差支えあったときは、その職務を代行する。
- 第16条 技術普及委員長はミニバスケットの普及と技術の向上に努め、県連盟で主催される技術講習会等の内容を本連盟に所属するチームに伝達をする。副委員長は委員長に差支えあったときは、その職務を代行する。
- 第17条 監事は理事会において本連盟所属の教室保護者会員を推薦し、本連盟の経理および財産管理ならびに業務の執行状況を監査する。
- 第18条 役員は任期2カ年（監事は1カ年）とする。但し再任は妨げない。
役員に欠員が生じた時はその補充をする。補充された役員の任期は前任者の在任期間とする。

第6章 会 議

- 第19条 総会は毎年1回必ず会長が召集し、その議長となる。
- 第20条 理事会は理事長が必要と認めたときに召集し、その議長となる

第7章 登 録

- 第21条 本連盟に加盟しようとするチームは、毎年度の当初において所定の手続きで本連盟へ申し込まなければならない。尚、年度途中でも登録することができる。
- 第22条 年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする

第8章 会 計

- 第23条 本連盟の経費は、加盟金、参加費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。
- 第24条 本連盟の加盟チームは、理事会で決定した加盟金を納入しなければならない。
- 第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、予算と決算は会計年度毎に財務委員長が作成する。

第9章 規約改定

- 第26条 規約改定は、理事会において決議する。

第10章 補 則

- 第27条 この規約を実行するための細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付則 この規約は、平成 9年4月 6日より施行する
平成12年4月 6日一部改定
平成17年4月 2日一部改定
平成18年4月 1日一部改定
平成20年3月28日一部改定
平成21年3月20日一部改定
平成24年4月19日一部改定

細 則

- 1 加盟登録費 1教室 男子・女子各 6,000円
- 2 大会参加費 1チーム 2,000円
- 3 会場費 1会場 15,000円 帯同オフィシャルの場合10,000円
- 4 1チームの人数 10人以上で構成されたチーム
但し加盟登録済教室（男女別）で10人に満たない場合の試合出場については、理事会で協議する。

慶弔規定

- 1 連盟の役員及び父母が死亡したときは、代表が葬儀に参加しお見舞いをする 5,000円
- 2 連盟の役員が1ヶ月以上入院したときは、お見舞いをする 5,000円
- 3 各教室の理事は上記の事実が生じたときは、速やかに理事長に報告する。
- 4 その他不測の場合は、三役で協議し理事会にて報告する。

平成21年3月20日一部改定

平成24年4月19日一部改定